

(議長)

それでは、1時までという事でありましたけども、全員揃いましたので、会議を始めさせていただきます。

(議長)

次に、小梅議員の一般質問を許可致します。

(議長)

「小梅議員」。

「小梅議員」

はい。午後からの1人目、早速質問を始めさせていただきます。

高齢化の進む中で、多くの高齢者は日々不安を抱えながらも、色々な制度を活用させて頂きながら、支援を受けてこのふるさとで暮らし続けたいと願っております。

今日はその制度の一環であります緊急通報システムについて、お伺い致したいと思います。通報システムは、町民福祉課対応と包括支援センターの対応があるようでございますが、そのように分かれているのはどういう違いがあるのか。設置の際の状況によってのものなのか、また通報先はどのように違うのか、それらをお聞きしたいと思います。通報システムとかに登録されているというのは、ものすごく注意を必要とする方々と思います。そっちはそっち、こっちはこっちという風でなくて、情報交換などスムーズに双方共に、利用者の把握等をして頂きたいと思いますので、その辺の連携はどのようになっているのかお尋ね致します。

それともう1つは、そのシステム登録者は勿論の事、他にも要支援、要援護者とか、それらに係る連絡員など2人とか3人とか決められている事だと思いますけども、その人方の台帳の整備、点検、更新とかはきちんとなされているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

(議長)

「町長」。

「町長」

小梅議員のご質問、見守り・緊急通報システムについてお答え申し上げます。

町では1人暮らしの65歳以上の高齢者や、体に障がいがあり、日常生活上注意を要する方などに対し、申請に基づき、高齢者等緊急通報システムを設置貸与しています。このシステムは家庭内で急病や事故のため、緊急に救護を必要とする場合、あらかじめ設置してある電話機の緊急ボタンを押す事により、江差消防署に設置する緊急通報センターへ24時間体制で通報され、速やかな救護を行う事が出来ます。現在57台設置しております。

また、町内には道営シルバーハウジングが15戸、町営シルバー、町営シルバーハウジングが

9戸あり、入居者の安否確認や生活相談を行うライフサポートアドバイザーを配置すると共に、緊急通報システムを設置しております。緊急時の迅速な対応を行うという緊急通報システムの機能は、基本的にどちらも変わりありませんが、シルバーハウジングは一括的な管理が可能のため、施設に配置されているライフサポートアドバイザーを中心に安否確認や生活相談などの支援が行われております。利用者の把握という点では、シルバーハウジング入居者については、ライフサポートアドバイザーを含む地域包括支援センターがバックアップ体制を敷いております。

一方高齢者緊急通報システムにおいては、町民福祉課において利用者の把握を行っておりますが、議員ご指摘のとおり、地域包括支援センターや町社会福祉協議会等との情報共有が不足している点がありますので、より包括的な支援が必要なケースについては、地域ケア会議の活用を図る等、情報の共有を進めて参ります。

システム台帳の更新点検や町、失礼しました。協力員、連絡員についてであります。高齢者緊急通報システム登録台帳を整備し、運営管理を行っており、移動が発生した場合は適時台帳の更新を行っております。協力員や連絡員については、地域によって異なりますが、現在も民生委員や町内会の協力を頂いておりますが、今後は更なる支援が必要となってきますので、再度民生委員の皆様にも呼びかけをし、支援体制の充実に努めて参ります。

(議長)

「小梅議員」。

「小梅議員」

はい。はい、大変良い回答を頂きました。ありがとうございます。

実は私、あの以前に、何でこんな事を聞かんと申しますと、民生委員もやってまして、何年前にその台帳を見せて頂いた時に、もう亡くなっている人の方の名前とかがたくさん出てきて、びっくりして、ああこれじゃあダメだなと不安に思った事があったんです。それで今あの、その時も直して欲しいという事をお願いしたんですけど、その後どうなっているのかなと思って今聞いてみました。とっても大事な事ですので、もしも、そんな事が無いように祈るんですけど、もしか緊急の事が起こって連絡がなされないような場合になったら大変ですので、お聞き致しました。

民生委員なんかにもあまり情報というのは、そんなに個人情報だという事で提供されてないんです。それであの民生委員というのは、やっぱりその地域で選ばれた人、町内会長なんかもそうですので、最低でも民生委員の人とか、町内会長にはそのどういう所にそういうシステムが入っているのかという事を知らしめて頂いて、きちんと目配りをお願いすべきだと考えております。

台帳の整備なんか大変だと思いますので、民協の定例会などを利用して、その町内町内のものを出して、その中で民生委員の人に確認して頂いたら、スムーズに作業もはかどると思いますので、参考にして頂ければと思います。この点はこれで終わりにします。

(議長)

答弁いいですか。はい、それでは2番目の質問ですか。はい、2番目の質問。

「小梅議員」

「小梅議員」

次に、2番目。

交流の場づくりについて、という事でございます。

昔のようにあのよその家にあがり込むという事も少なくなってきましたし、少グループの集まりとか、何か役員会みたいなちょっとした相談事があっても、その集まる場所がなくて、本当に苦慮しております。

そこで、何か町の施設なんか、ちょっとした所を利用できないかなと思って考えてみました。そんな中で、大変良い場所を発見致しました。あの今日、皆さん上がってきたと思いますけど、役場の2階から3階へこの議会のある所の、ちょうど中間の階段の広場、ちょうど議会事務局の下の空間です。机も椅子もちゃんと備わってます。明るい場所で、すごく良い場所なのに、人の集まっているのを見た事はありません。もったいないなと思いました。確かあの、頭の上、頭上を見ると町民談話ルームとかって、小さなお知らせ看板が出てるんですけど、残念ながら誰も気がつかないし、町民には殆ど知られておりません。色々な手段を用いまして、周知に徹底して、お願いし使わせて頂ければなと思います。

それから、もう1つは、もう1か所は町会所の利用についてでございます。町会所は、私たちもハッキリ、わからなくて町の行事関係とか観光協会、あと中歌町の町内会の会館なのかなぐらいの認識でございました。ところがあの知りあいの函館の団体が江差観光に来て、昼食時の場所に困っていると言ったところ、町会所を紹介されてそこを利用させて頂いて、大変助かりました。そんな風にも利用できるんだなって感心しながら、今まで知らなかった事が本当に残念に思ってます。でも、その時にあの使ってみて感じた事は、調理機能とか、もうちょっと水回りのあれがあったらものすごく多目的に活用できるのになっていう事でございました。観光客相手にちょっと美味しい季節の三平汁とか、イカ刺しとかポコッと出せたり、それに笑顔と雑談を加えて、食べて貰ったら最高のおもてなしになるなと考えたり、まちづくりにも繋がりますし、コミュニティサロンにもすぐなります。介護予防にも繋がり、ボランティア活動にも繋がります。ものすごく、ものすごく幅広く利用できると思いますので、ちょっとした事でどうなのかな、もったいないなと思って、町会所の機能アップに繋がるお考えをお聞かせ願えればと思います。

「町長」

議長。

(議長)

はい、「町長」。

「町長」

小梅議員の2問目、交流の場づくりについて、ご答弁申し上げます。

町の施設の活用として、自由に立ち寄れる場の提供を、という内容で具体的に2つの施設をあげてのご質問でございました。

1つ目の役場庁舎2階と3階の間にあるスペースの活用ですが、現在は介護に携わる方々との交流の場として、ケアカフェをこのスペースで開催している事や、少人数での打ち合わせの場として活用されている現状にあります。例えば、役場に立ち寄って頂いた方には休憩する場として、あるいは、歓談する場としておおいに活用して頂ければ、と私自身も嬉しく思うところであります。一方で、勤務時間外や休日においては役場庁舎の管理上から自由に使う事は好ましい状況ではない事をご理解頂ければと思っております。

2つ目の町会所につきましては、観光客の無料休憩所としての役割の他、中歌町内会の集会施設としての位置付けもされている所でもあります。また、その他には、年間を通して多くの団体が、様々な使用目的で町会所を活用している現状であります。調理器具等の整備につきましては、今後これらの利用団体等の意向、人数、または施設の利用形態を踏まえた上で、検討していきたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

はい、「小梅議員」。

「小梅議員」

はい、ありがとうございました。そういう答弁は、なんとなく予想してましたからいいんですが。

あその、その議会事務所の下の空間、あそこ何かだったら将来にもっとなんか、私が思い描いている事は、学校に衛生室みたいのがあるみたいなもので、暮らしの保健室、よろず相談とか、そういう風な場所にも使えるなと思ってるんです。今すぐではないですけども、何年か後にね。そしたら何か不安を抱えてる人方が、色々問題があって話し込んでいる時でも、下に行ったらすべてが対応できるじゃないですか。健康の事でも、ほら年金の事でも、税金の事でも、すべての回答が得られる訳ですから、ものすごく良い場所で、本当にあの病院とか施設とか、そういうところじゃなくて、こういう一般に誰でも入れるような所に、そういう気軽に立ち寄って相談できるような場所があったら行ってもいいなと、前々から考えてましたので、そういう風に発展していけたらなと願ってます。

そしてたくさんの方々が、あの役場と、役場に町民が何か相談に来るといのは、何かすごく敷居が高いんです。本当に覚悟して来ないとない場合もあります。だから、そういう風に気軽にもっと大勢の町民が駆け付け、集まって来てくれる事によって、役場と町民との距離感が無くなってくると思いますし、で町民がいつもこう庁内を歩く事によって、職員の働いてる職員の意識も、俺たちは見られてるんだと意識を持つようになって、何となく緊張感が生まれるんじゃないかなと思うんです。だからそれはとっても大事な事なんじゃないかと思っておりますので宜しくお願い致します。

あの、もう少しその周知、そこにそういう所があるよと、みんなが使えるんだよという事を、町会所もそうですけども、何かみんな分かってないですよ一般の人は。どう言うふうにご利用していいのかも分からないし、どこで管理してるのか、どうなっているのかも分からないし、すごく使いづらくてあんな良い施設があるのに、とっても残念に思ってます。それから何だっけ。

(議長)

いいですか。

「小梅議員」

そうですね。

(議長)

「財政課長」。

「小梅議員」

はい、宜しくお願いします。

(議長)

答弁。総務課長が。「総務課長」。

「総務課長」

町民の皆様への周知という観点で申しますとですね、この役場庁舎のスペースに特化して申し上げますと、あの町長答弁にもありましたけれども、休憩する場、歓談する場、これらを自由に立ち寄って頂きたいという一方ですね、勤務時間外、それから土曜日、日曜日、祝祭日、これらにつきましては庁舎管理の上からですね、好ましくないという事も含めましてですね、いつ何時でも自由にとは参ら、参らない所でございますけれども、周知に関しましてはですね、これら土日の取り扱いでありますとか、それから勤務時間内、平日の勤務時間内であればご自由にといいところも含めましてですね、内部で協議をさせて頂きたいなという風に思っておりますのでご理解願いたいと思います。

「小梅議員」

はい、わかりました。

(議長)

いいですか。

「小梅議員」

はい。

(議長)

はい、以上で、小梅議員の一般質問を終わります。

「小梅議員」

はい。どうもありがとうございました。